

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例(案)	
意見募集の趣旨	さぬき市では、障害者差別の解消に向けた取り組みの具体的施策として、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、一人ひとりの尊厳を尊重する共生のまちづくりを推進するための条例を制定します。 なお、提出いただいたご意見については、集約後、ご意見に対する市の考え方・対応を付し、さぬき市障害者差別解消条例検討委員会に資料として提出します。	
公表資料	政策等の概要	さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例(案)
	関連資料	さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例(案)
公表方法 公表場所	・健康福祉部長寿障害福祉課、市役所生活環境課、津田支所、大川支所、寒川支所窓口での閲覧及び配布 ・市役所ホームページへの掲載	
意見の 募集方法	募集期間	平成30年12月26日 ~ 平成31年1月25日
	提出 できる人	・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方
	提出方法	・窓口への持参 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール
	提出様式	・別紙、意見提出用紙のとおり
意見の 公表予定 時期	【平成31年2月上旬頃】 ・提出された意見は、個人情報を除き、市において取りまとめたものをさぬき市役所ホームページで公表します。 なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。	

施策等の案についてのお問合せ先(意見の提出先)

さぬき市健康福祉部長寿障害福祉課
住所：〒769-2392 さぬき市長尾東 888-58
電話：0879-52-2516 ファクシミリ：0879-52-2990
電子メール：chojyusyogai@city.sanuki.lg.jp